

第1号様式（第7条関係）

いわき市犯罪被害者等転居費用助成金支給申請書

年 月 日

(宛先) いわき市長

申請者（支給対象者）住所（申請時）  
住所（犯罪発生時） 申請時同じ

氏名

生年月日 年 月 日生

電話 - -

転居費用助成金の支給を受けたいので、下記のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

1 転居が必要となった犯罪の内容

犯罪被害申告書（転居費用助成金）（別記第2号様式）

<加害者> 不明

住所：

氏名： (被害者との関係 )

2 犯罪被害者と申請者の続柄

本人

配偶者（事実婚を含む） 子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹

3 転居が必要となった理由

4 支給申請金額

円

5 転居前の住所

6 転居後の住所

7 転居費用助成金を支給しない場合に関する確認事項

はい いいえ

- 他の地方公共団体から同種の助成金を受給していません。（他の遺族を含む）
- 死亡の原因となった犯罪が行われたとき、犯罪被害者と加害者、又は、その遺族と加害者は、親族関係（事実婚を含む）にありません。
- 当該犯罪において、犯罪被害者又は遺族の責めに帰すべき行為（犯罪を誘発したなど）はありません。

8 転居費用助成金の返還

- 助成金の支給後に、いわき市犯罪被害者等転居費用助成金支給要綱第11条第1項（支給決定の取消）の規定に該当することが判明した場合、同要綱第12条の規定に基づき、支給を受けた転居費用助成金を速やかに返還することに同意します。

9 暴力団排除の誓約

- 犯罪被害者又は第1順位遺族は、いわき市暴力団排除条例（平成24年7月5日いわき市条例第41号）第2条第1号及び第2号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。
- 上記事実の確認のため、警察に照会がなされる場合があることに同意します。

上記申請内容に間違いありません。

また、私が提供する個人情報は、転居費用助成金支給の審査に必要な範囲内でいわき市、福島県及び福島県警察が共有し、調査に利用することに同意します。

申請者（支給対象者） 氏名 (署名)

代理申請者（※申請者が未成年者又はやむを得ない理由により申請手続きができず、申請者に代わって申請手続きをする場合のみ記載してください。）

（やむを得ない理由）

(代理申請者) 住 所 氏 名 (署名) 生年月日 年 月 日生

電 話 - - 申請者（支給対象者）との関係

<添付書類>

(1) 犯罪により死亡した者の遺族が助成金の支給を申請する場合

- 犯罪被害者の死亡診断書その他の犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類
- 犯罪被害者の消除された住民票の写し
- 申請者と犯罪被害者との続柄を証明する書類（戸籍の謄本又は抄本等）
- 申請者が、当該死亡の原因となる犯罪が行われたときにおいて、本市に住所を有していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等、要綱第4条第2項に規定する支給対象者にあつては、居住していたことが客観的に確認できる書類）
- 転居に際して運送業者等が作成した内訳書及び領収書等

※以下は必要に応じて添付

- ・ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるとき
- その事実を認めることができる書類(住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等)

(2) 犯罪により重傷病の被害を負った者が助成金の支給を申請する場合

- 申請者が、当該重傷病の原因となる犯罪が行われたときにおいて、本市に住所を有していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等、要綱第4条第2項に規定する支給対象者にあつては、居住していたことが客観的に確認できる書類）
- 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書その他の証明書

※犯罪による負傷又は疾病の状態、療養期間、入院日数、病名を明記したものとする。ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であつたことを明記したものとする。

- 転居に際して運送業者等が作成した内訳書及び領収書等

注1 のある欄は、該当する項目のレ印を付してください、

2 申請者に代わって手続を行う者は、上記の書類のほか、申請者との関係を示す書類を提示してください。